

「令和6年能登半島地震災害義援金」の募集について

令和6年1月1月に発生した能登地方を震源とする地震により、北陸地方を中心に人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数の市町村に災害救助法が適用されました。

この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金を募集いたします。

妙高市共同募金委員会では、下記のとおり義援金を受付しています。皆さんの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

記

1. 義援金の受付

①義援金の名称「令和6年能登半島地震災害義援金」

②受付期間 令和6年3月29日（金）まで

2. 受付場所

妙高市社会福祉協議会で受付けています。

- ・本所（妙高市朝日町1-10-3 さん来夢あらい1階）
- ・妙高高原支所（妙高市大字田口33 妙高高原支所内）
- ・妙高支所（妙高市関山1200-1 妙高市役所妙高支所内）

※領収書が必要な場合は、窓口でその旨をお伝えください。領収書を発行します。

3. 問い合わせ

妙高市共同募金委員会（妙高市社会福祉協議会）

妙高市朝日町1-10-3 さん来夢あらい1階

電話 0255-72-7660